

# 上野事務所ニュース

令和4年11月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

## 時間外労働 の上限規制 について

時間外労働（休日労働を含まず）の上限は、原則として月45時間、年360時間となり、中小企業では2020年4月より、この時間外労働の上限規制が適用となっています。なお、臨時的な事情があっても以下を守らなければなりません。（特別条項）

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて1月当たり80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度

建設事業と自動車運転の業務については、2024年3月31日までは上限規制の適用が猶予されていますが、2024年4月1日以降は下記のとおり上限規制が設けられます。

### 【建設事業】

- 災害の復旧、復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。
- 災害の復旧、復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について
  - ✓月100時間未満
  - ✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。

### 【自動車運転の業務】

- 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。
- 時間外労働と休日労働の合計につい

て、

- ✓月100時間未満
  - ✓2~6か月平均80時間以内
- とする規制は適用されません。
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。

時間外労働の上限規制に違反した場合、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。建設業や運送業では、現在の時間外労働がどのくらい発生しているのか把握し、どのような理由によって時間外労働が発生しているのか原因を探して、時間外労働を削減するための対策を検討する必要があります。

## 衛生管理者 について

職場における労働者の健康障害を防止するため、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、その事業場専属の衛生管理者を選任し、所轄労働基準監督署へ届出をしなければなりません。常時雇用される労働者の人数は、正社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイトなど、雇用形態や所定労働時間の長短に関わらず、その事業場で働いている人すべてが含まれます。

衛生管理者は、毎週1回以上作業場を巡視し、事業場内において設備や作業方法、衛生状態に有害の恐れがあるときには、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じ、労働者の健康管理や衛生教育を行います。選任すべき衛生管理者の人数は事業場の労働者数に応

じて決められています。

事業場の規模 (常時使用する労働者数)	衛生管理者の数
50人以上 200人以下	1人
200人を超え 500人以下	2人
500人を超え 1,000人以下	3人
1,000人を超え 2,000人以下	4人
2,000人を超え 3,000人以下	5人
3,000人を超える場合	6人

衛生管理者となるためには、原則として衛生管理者免許の取得が必要です。免許には、第一種と第二種があります。第一種は、全ての業種で衛生管理者になることができますが、第二種は有害業務と関連の少ない一定の業種（情報通信業、金融・保険業、卸売・小売業、医療業、サービス業など）のみ衛生管理者になることができます。試験は毎月数回、関東安全衛生技術センター（市原市能満2089番地）にて行われています。試験日程など詳細は関東安全衛生技術センターのホームページをご覧ください。

(<https://www.kanto.examin.or.jp/>)

### 雇用保険料率の変更に ついて

令和4年10月より、雇用保険料率が下記のとおり変更となっています。雇用保険料率は、給与の支払日ではなく、締日で考えるのが原則ですので、給与計算期間に10月1日以降が含まれる給与について、雇用保険料率を変更してください。  
\*10月1日～10月31日までの勤務分を11月10日に支払う場合には、11月10日支払日より雇用保険料率を変更します。

	雇用保険料率 (本人負担分)
一般の事業	5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000
建設の事業	6/1,000

賞与については、10月1日以降に支払われた賞与から雇用保険料率が変更となりますので、ご留意ください。

## Q&A なぜなにどうして？



**Q:** 当社で勤務している A さんは 76 歳なので、後期高齢者医療の被保険者証を持っています。先日病院を受診したところ、これまで 1 割負担だった窓口の負担割合が 2 割になっていたそうです。後期高齢者医療の窓口負担は、3 割か 1 割だと記憶しているのですが、何か変更があったのでしょうか？

**A:** 令和 4 年 10 月 1 日以降、75 歳以上の方で一定以上の所得（課税所得が 28 万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯の場合 200 万円以上、複数世帯の場合合計 320 万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が 2 割になりました。負担割合が 2 割へ変更となる場合には、令和 4 年 9 月頃に「10 月 1 日以降の負担割合が記載された被保険者証」が交付されています。（年金収入には遺族年金や障害年金を含みません。）

令和 7 年 9 月 30 日までは、窓口負担割合が 2 割となる方について、1 か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を 3,000 円までに抑える配慮措置があります。（入院の医療費は対象外です。）同月内に複数の医療機関等に受診した場合など、1 か月の負担増加額が 3,000 円を超えたときは、負担増が 3,000 円までになるよう、後日、差額が払い戻しとなります。払い戻し先となる口座については、登録が必要な方へ申請書が郵送されますので、ご自身で登録していただく必要があります。（高額療養費の口座を登録していない方が対象です。）

## 臨時休業のお知らせ

職員研修のため、**11月4日（金）**は臨時休業とさせていただきます。何かとご不便をおかけしますが、よろしくお願いたします。